

平成 23 年 12 月 9 日

〔 外 務 省
財 務 省
経 産 省
警 察 庁
金 融 業 庁
金 融 庁 〕

イランに対する国連安保理決議の履行に付随する措置の対象の追加等について

1. 我が国はこれまで、イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第 1737 号、第 1747 号、第 1803 号及び第 1929 号に基づき、イランの核活動等に対する累次の措置を講じてきた。
2. イランの核計画の未解決の問題について深くかつ増大する懸念を表明する国際原子力機関理事会 (IAEA) 決議の採択 (2011 年 11 月 18 日) など同国の核問題をめぐる現状を踏まえ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、閣議了解「国際連合安全保障理事会決議第 1929 号の履行に付随する措置の対象の追加について」に基づき、12 月 9 日付けで、外国為替及び外国貿易法 (以下「外為法」という。) により実施する措置の対象を次のとおり追加する。

(1) 資産凍結

外務省告示 (平成 23 年 12 月 9 日公布) により新たに指定されたイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発 (以下「イランの核活動等」という。) に寄与し得る銀行以外の者 106 団体・1 個人 (別添 1) (累次の決議及び昨年の付随措置で指定された対象者と合わせて計 267 団体・66 個人) に対する支払等及び指定された者との間の資本取引 (預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約) 等を、外為法に基づき許可制とする。

(2) 資産凍結等によるコルレス関係の停止措置

外務省告示 (平成 23 年 12 月 9 日公布) により指定されたイランの核活動等に寄与し得る銀行 3 行 (別添 2) (累次の決議及び昨年の付随措置で指定された銀行と合わせて計 20 行) に対する支払等及び指定された者との間の資本取引 (預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約) 等を外為法に基づき許可制とすることにより、これらの銀行とのコルレス関係を停止する。

※ 金融分野における本人確認義務等の履行の徹底

イランに対するその他の措置として、我が国は、G7 を含む 34 の国・地域等が参加する政府間会合である金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) の平成 23 年 10 月 28 日付け声明^(注)を受け、平成 23 年 12 月 5 日付けで金融機関等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく顧客の本人確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行を徹底するよう要請した。

(注: イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、追加的な予防措置もしくは現在講じている措置の強化の検討を要請するもの。)

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第二課	TEL 03-5501-8000 内線 5251
財務省国際局調査課外国為替室	TEL 03-3581-4111 内線 5753
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	TEL 03-3501-1511 内線 3241
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官	TEL 03-3581-0141 内線 4911
金融庁監督局総務課国際監督室	TEL 03-3506-6000 内線 3875